

国立研究開発法人国立環境研究所知的財産取扱規程

平成13年4月1日 平13規程第34号

平成24年10月1日 改正

平成27年4月1日 改正

平成28年4月1日 改正

平成29年7月3日 改正

平成31年2月19日 改正

令和3年2月24日 改正

令和3年3月23日 改正

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国立環境研究所（以下「研究所」という。）において調査研究に従事し、又は従事した役職員等により創出された知的財産について、研究所とその役職員等との関係を明確にするとともに、必要な事項を定めることにより、その適切な管理と活用を図るとともに、創出者の権利を保障し、新たな創出及び研究意欲の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 役職員等とは、研究所の役員、職員、任期付職員及び契約職員をいう。
- 二 発明等とは、特許法（昭和34年法律第121号）第2条第1項に規定する発明、実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条第1項に規定する考案及び意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第1項に規定する意匠をいう。
- 三 ノウハウとは、秘密性を有し、適当な形で特定・識別され、かつ財産的な価値を持つ一群の技術情報をいう。
- 四 成果有体物とは、学術的、財産的及びその他の価値を有する研究成果としての有体物であって、次のアからウに該当するものをいう。
 - ア 研究開発の際に創出又は取得されたものであって、研究開発の目的を達成したことを示すもの
 - イ 研究開発の際に創出又は取得されたものであって、アを得るのに利用されるもの
 - ウ ア又はイを創出又は取得するに際して、派生して創出又は取得されたもの
- 五 知的財産とは、発明等、種苗法（平成10年法律第83号）第2条第2項に規定する植物の品種（以下「植物の新品種」という。）、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2及び第10号の3に規定する著作物（以下「プログラム等」という。）、商標法（昭和34年法律第127号）第2条第1項に規定する商標、ノウハウ及び成果有体物をいう。
- 六 特許を受ける権利等とは、特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利及び意匠登録を受ける権利をいう。
- 七 特許権等とは、特許権、実用新案権及び意匠権をいう。
- 八 知的財産権とは、特許を受ける権利等、特許権等、品種登録を受ける地位、育成者権、プログラム等に係

る著作権、商標権、ノウハウに係る権利及び成果有体物に係る権利をいう。

九 職務発明等とは、役職員等が創出した知的財産であつて、その内容が国立研究開発法人国立環境研究所法（平成 11 年法律第 216 号）第 11 条に規定する業務の範囲に属し、かつ、当該知的財産を創出するに至った行為が研究所における当該役職員等の現在又は過去の職務に属するものをいう。

十 職務発明者とは、職務発明等の創出を行った役職員等をいう。

十一 職務発明に係る権利とは、職務発明等に基づいて発生した知的財産権をいう。

十二 ユニット長とは、企画部、連携推進部、総務部、環境情報部、監査室、領域、気候変動適応センター及び福島地域協働研究拠点の長をいう。

第 2 章 発明等

（届出）

第 3 条 役職員等は発明等を創出したときは、速やかに様式 1-1 により知的財産創出の届出書を所属ユニット長の確認を経て理事長に提出しなければならない。

（職務発明等の認定等）

第 4 条 理事長は、前条の届出を受理したときは、速やかに当該届出に係る発明等が職務発明等であるかどうかの認定を行うものとする。

2 理事長は、本条第 1 項の認定を行った場合は、直ちにその結果を、理由を付して、当該役職員等にその所属するユニット長等を経由して通知するものとする。

3 本条第 1 項で職務発明等と認定された場合は、その特許を受ける権利等は、職務発明等の発生時から研究所に帰属する。

4 本条第 1 項で職務発明等ではないと認定された当該役職員等は、当該発明等に係る特許を受ける権利等を所有するものとする。

（発明等の権利化等）

第 5 条 理事長は、前条の規定により職務発明等と認定された発明等について、出願による権利化の手続きを行うか否かに関する決定を行うものとする。

2 理事長は、職務発明等であってもその権利化を行わないと決定したときは、その旨を速やかに当該職務発明者に通知する。

3 前項の通知を受けた職務発明者は、自己の費用により自ら手続きを行うことを条件に、職務発明等に係る特許を受ける権利等の返還を求めることができるものとする。

（権利放棄等）

第 6 条 理事長は、出願を行った職務発明等について活用の可能性がないと判断した場合には、当該職務発明等に係る特許権等の取得及び維持を行わないこと（以下「権利放棄」という。）ができるものとする。

2 理事長は、権利放棄を行う場合は、その旨を速やかに職務発明者に通知する。

3 前項の通知を受けた職務発明者は、自己の費用により自ら手続きを行うことを条件に、放棄を行った職務発明等に係る権利の返還を求めることができるものとする。

(発明等に係る補償)

第7条 研究所が所有する職務発明に係る特許を受ける権利等又は特許権等に基づき、次の各号に記載する出願、権利化、あるいは実施化したときは、研究所は、当該職務発明者に対し別に定める補償金を支払うものとする。

- 一 研究所が、その発明等について権利化のための出願をしたとき（出願補償）
- 二 出願した発明等が、登録され権利化されたとき（登録補償）
- 三 出願した発明等に係る特許権等が活用されたとき（実施補償）

第3章 植物の新品種

(届出)

第8条 役職員等は植物の新品種を創出したときは、速やかに様式1-1により知的財産創出の届出書を所属ユニット長の確認を経て理事長に提出しなければならない。

(職務発明等の認定等)

第9条 理事長は、前条の届出を受理したときは、速やかに当該届出に係る植物の新品種が職務発明等であるかどうかの認定を行うものとする。

- 2 理事長は、本条第1項の認定を行った場合は、直ちにその結果を、理由を付して、当該役職員等とその所属するユニット長を経由して通知するものとする。
- 3 本条第1項で職務発明等と認定された場合は、その品種登録を受ける地位は研究所が承継する。職務発明者は、速やかに当該権利等に係る譲渡証書を様式2により理事長に提出するものとする。
- 4 本条第1項で職務発明等ではないと認定された当該役職員等は、当該品種登録を受ける地位を所有するものとする。

(植物の新品種の権利化等)

第10条 理事長は、前条の規定により職務発明等と認定された植物の新品種について、出願による権利化の手続きを行うか否かに関する決定を行うものとする。

- 2 理事長は、職務発明等であってもその権利化を行わないと決定したときは、その旨を速やかに当該職務発明者に通知する。
- 3 前項の通知を受けた職務発明者は、自己の費用により自ら手続きを行うことを条件に、職務発明等に係る特許を受ける権利等の返還を求めることができるものとする。

(権利放棄等)

第11条 理事長は、出願を行った職務発明等について活用の可能性がないと判断した場合には、当該職務発明等に係る育成者権の取得及び維持を行わないこと（以下「権利放棄」という。）ができるものとする。

- 2 理事長は、権利放棄を行う場合は、その旨を速やかに職務発明者に通知する。
- 3 前項の通知を受けた職務発明者は、自己の費用により自ら手続きを行うことを条件に、放棄を行った職務発明等に係る権利の返還を求めることができるものとする。

(植物の新品種に係る補償)

第12条 職務発明者が第9条第3項により植物の新品種に係る譲渡証書を理事長に提出し、研究所が次の各号に記載する出願、権利化、あるいは実施化したときは、研究所は、当該職務発明者に対し別に定める補償金を支払うものとする。

- 一 研究所が、その植物の新品種について権利化のための出願をしたとき（出願補償）
- 二 出願した植物の新品種が、登録され権利化されたとき（登録補償）
- 三 出願した植物の新品種に係る育成者権が活用されたとき（実施補償）

第4章 プログラム等

(届出)

第13条 役職員等は、自己が創出したプログラム等が次の各号のいずれかに該当する場合は、様式1-1により知的財産創出の届出書を所属ユニット長の確認を経て理事長に提出しなければならない。

- 一 有償又は無償を問わず研究所以外の者に利用させる場合
- 二 財産的価値が顕在化した場合
- 三 その他必要と認める場合

(職務発明等の認定等及び登録等)

第14条 理事長は、前条の届出を受理したときは、速やかに当該届出に係るプログラム等が職務発明等であるかどうかの認定を行うものとする。

- 2 理事長は、本条第1項の認定を行った場合は、直ちにその結果を、理由を付して、当該役職員等とその所属するユニット長を経由して通知するものとする。
- 3 本条第1項で職務発明等と認定された場合は、当該プログラム等に係る著作権は研究所が承継する。職務発明者は、速やかに当該権利に係る譲渡証書を様式2により理事長に提出するものとする。
- 4 本条第1項で職務発明等ではないと認定された当該役職員等は、当該プログラム等に係る著作権を所有するものとする。
- 5 理事長は、前項の規定に基づき、当該プログラム等に係る著作権を承継する事とした場合において、著作権法等に基づく登録が必要であると認めたときは、速やかに登録手続を行うものとする。

(著作者人格権の不行使)

第15条 第14条第3項の規定に基づき、研究所がプログラム等の著作権を承継することとしたプログラム等の創出者は、著作権法第17条に規定する著作者人格権を行使しないものとする。

(著作物に係る補償)

第16条 プログラム等の創出者に対し、当該プログラム等に係る著作権の研究所への譲渡対価として、第7条第1項第3号の規定に定める実施補償金を支払うものとする。

第5章 商標

(届出)

第17条 役職員等は、自己が創出した商標又は他人より取得した商標が次の各号のいずれかに該当する場合は、様式1-2により商標登録の届出書を所属ユニット長の確認を経て理事長に提出しなければならない。

- 一 研究所の名称あるいは事業名等の悪用により、研究所の信用を毀損することのないように権利取得が必要と認められる場合
- 二 その他必要と認める場合

(商標の権利化等)

第18条 理事長は、前条の届出を受理したときは、当該商標の出願による権利化の手続きを行うか否かに関する決定を行うものとする。

- 2 理事長は、その権利化を行わないと決定したときは、その旨を速やかに当該役職員等に通知する。
- 3 登録商標の権利を更新する場合は、当該商標の更新を行おうとする役職員等が第17条の届出を行うものとする。

第6章 ノウハウ

(届出)

第19条 役職員等は、自己が創出したノウハウが次の各号のいずれかに該当する場合は、様式1-1により知的財産創出の届出書を所属ユニット長の確認を経て理事長に提出しなければならない。

- 一 有償又は無償を問わず研究所以外の者に使用させる場合
- 二 財産的価値が顕在化した場合
- 三 その他必要と認める場合

(職務発明等の認定等)

第20条 理事長は、前条の届出を受理したときは、速やかに当該届出に係るノウハウが職務発明等であるかどうかの認定を行うものとする。

- 2 理事長は、本条第1項の認定を行った場合は、直ちにその結果を、理由を付して、当該役職員等にその所属するユニット長を経由して通知するものとする。
- 3 本条第1項で職務発明等と認定された場合は、ノウハウに係る権利は研究所が承継する。職務発明者は、速やかに当該権利に係る譲渡証書を様式2により理事長に提出するものとする。
- 4 本条第1項で職務発明等ではないと認定された当該役職員等は、当該ノウハウに係る権利を所有するものとする。

(ノウハウの管理)

第21条 理事長及び当該ノウハウを創出した役職員等は、研究所が権利を承継したノウハウを厳重に秘匿、管理しなければならない。

(ノウハウに係る補償)

第22条 ノウハウの創出者に対し、当該ノウハウに係る権利の研究所への譲渡対価として、第7条第1項第3号の規定に定める実施補償金を支払うものとする。

第7章 成果有体物

(届出)

第23条 役職員等は、自己が創出又は取得した成果有体物が次の各号のいずれかに該当する場合は、様式1-1により知的財産創出の届出書を所属ユニット長の確認を経て理事長に提出しなければならない。

- 一 有償又は無償を問わず研究所以外の者に譲渡する場合
- 二 財産的価値が顕在化した場合
- 三 その他必要と認める場合

(職務発明等の認定等)

第24条 理事長は、前条の届出を受理したときは、速やかに当該届出に係る成果有体物が職務発明等であるかどうかの認定を行うものとする。

- 2 理事長は、本条第1項の認定を行った場合は、直ちにその結果を、理由を付して、当該役職員等とその所属するユニット長を経由して通知するものとする。
- 3 本条第1項で職務発明等と認定された場合は、成果有体物に係る権利は研究所が承継する。職務発明者は、速やかに当該権利に係る譲渡証書を様式2により理事長に提出するものとする。
- 4 本条第1項で職務発明等ではないと認定された当該役職員等は、当該成果有体物に係る権利を所有するものとする。

(成果有体物の管理)

第25条 研究所が権利を承継した成果有体物については、当該成果有体物を創出又は取得した役職員等が、その管理を行うものとする。

(成果有体物の受入)

第26条 役職員等が、研究所における教育及び研究のために第三者から、当該第三者の成果有体物を受け入れる場合には、研究所と当該第三者との契約に基づき、これを行うものとする。

- 2 役職員等は、他機関からの成果有体物受け入れに際し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - 一 成果有体物の提供を受け入れることについて、関連する研究に関わる者から同意を得ること。
 - 二 成果有体物の提供を受け入れることが法令及び研究所の規程等に違反しないこと。
 - 三 成果有体物の提供を受け入れることが国及び研究所が定める倫理指針に違反しないこと。

(届出者への通知)

第27条 理事長は、第23条により届出のあった場合は、契約書等の内容等を確認し、成果有体物の移転及び受け入れの是非について速やかに届出者に通知するものとする。

(成果有体物の持ち出しの禁止)

第28条 役職員等は、異動又は離職後も在職中に研究所において職務上得た成果有体物を、理事長の承認を得ずに、持ち出してはならない。

(成果有体物に係る補償)

第29条 成果有体物の創出者又は取得者に対し、当該成果有体物に係る権利の研究所への譲渡対価として、第7条第1項第3号の規定に定める実施補償金を支払うものとする。

第8章 職務発明等の活用

(活用への取組)

第30条 職務発明者その他の職務発明等に関わる役職員等は、職務発明等の活用を推進するものとする。

2 理事長は、前項の活用への取組が十分ではないと判断するときは、前項の役職員等に対し、必要な取組を行うよう求めることができる。

(他への実施又は利用の許諾)

第31条 理事長は、研究所が所有する職務発明等に係る権利について、他へ実施又は利用の許諾を行うことができるものとする。

2 前項により実施又は利用の許諾をする場合には、その許諾を受けようとする者に、様式3によって、当該実施又は利用許諾の申請書及び具体的な活用計画を提出させるものとする。

3 理事長は、前項の活用計画が妥当でないと考えられるときは、申請者に対してその変更を求めることができる。

第32条 理事長は、研究所が有する職務発明等に係る権利の独占的若しくは優先的な実施又は利用の許諾を行う場合は、一般へ公示するとともに異議申し立ての機会を与えることとする。

(他への譲渡)

第33条 理事長は、研究所が所有する職務発明等に係る権利を、他へ譲渡することができるものとする。

2 前項により譲渡する場合には、その譲渡を受けようとする者に、様式4によって、当該譲渡の申請書及び具体的な活用計画を提出させるものとする。

第34条 理事長は、研究所が有する職務発明等に係る権利を他へ譲渡する場合は、一般へ公示するとともに異議申し立ての機会を与えることとする。

(他への実施又は利用の許諾、及び譲渡の特例)

第35条 第32条、第34条の規定にかかわらず、研究所は、次の表の左欄に掲げる場合にあっては、同表の右欄に掲げる者に対して、研究所の所有する知的財産権の独占的若しくは優先的な実施許諾を行うことができる。また研究所持分の全部又は一部を譲渡することができる。

研究所と他との共有に係る知的財産権について、その知的財産権を共有する者又は共有する者の指	知的財産権を共有する者又はその共有する者の指定する者
--	----------------------------

定する者が、独占的若しくは優先的な実施を希望する場合、又は譲渡を希望する場合	
研究所が他と共同して行った研究により、研究所が単独で所有する知的財産権について、その共同研究を行った者又はその共同研究を行った者の指定する者が、独占的若しくは優先的な実施を希望する場合、又は譲渡を希望する場合	研究所と共同して研究を行った者又はその共同して研究を行った者の指定する者
研究所が他から受託して行った研究により、研究所が単独で所有する知的財産権について、その研究を研究所に対し委託した者又はその研究所に対し委託した者の指定する者が、独占的若しくは優先的な実施を希望する場合、又は譲渡を希望する場合	研究を研究所に対し委託した者又はその委託した者の指定する者
研究所が所有する知的財産権について、当該知的財産の創造に創作的に寄与した役職員等が転出する場合において、その転出先が独占的若しくは優先的な実施を希望する場合、又は譲渡を希望する場合	その転出先

(成果有体物の譲渡)

第 3 6 条 前二条の規定にかかわらず、研究所が所有する成果有体物の譲渡は、国立研究開発法人国立環境研究所環境標準試料等分譲規程（平成 13 年規程第 33 号）に従って行うものとする。

第 9 章 雑則

(知的財産審査会)

第 3 7 条 研究所に知的財産審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、理事長の諮問に応じ、職務発明等の認定、出願及び権利放棄その他の知的財産に関する事項を審議する。
- 3 審査会は理事長が指名する委員若干名をもって組織する。
- 4 審査会に会長を置き、会長は理事長が指名する。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、審査会に関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 6 会長及び委員の任期は 2 年とし、再任されることを妨げない。
- 7 審査会の庶務は、連携推進部研究連携・支援室において処理する。

(共同研究に係る特許権等)

第 3 8 条 共同研究において創出された職務発明等に係る権利の取扱いについては、国立研究開発法人国立環境研究所共同研究実施規程（平成 13 年規程第 42 号）並びに当該権利に関するその他の契約上の規程に定めるもののほか、この規程の定めによる。

(外国出願)

第39条 この規程により研究所が取得する権利は、外国法の適用を受けることにより、その外国法において定める権利となるものを含むものとする。

(守秘義務)

第40条 職務発明者及びその知的財産の内容を知り得た関係者は、研究所及び当該職務発明者の利害に関係ある事項について、その秘密を守らなければならない。

(異議申立て)

第41条 役職員等は、自己が創出した知的財産に係る第4条第1項、第9条第1項、第14条第1項、第20条第1項及び第24条第1項の認定に対して異議があるときは、それぞれ第4条第2項、第9条第2項、第14条第2項、第20条第2項及び第24条第2項の通知を受けた日から1ヶ月以内に、様式5によって理事長に対し異議の申立てをすることができる。

2 理事長は、前項の申立てを受けたときは、その日から2ヶ月以内に事案の決定を行い、その結果を速やかに当該役職員等に対し書面で通知するものとする。

(退職後の扱い)

第42条 役職員等が研究所を退職後に完成させた知的財産であっても、当該知的財産の創出が、研究所の管理する資金、施設、設備、装置及びその他の資源の使用により形成されているものである場合は、研究所は、当該知的財産に係る権利について相応の持分を有するものとする。

第43条 役職員等が退職をした場合においても、第7条各号、第12条各号、第16条、第22条及び第29条の補償を行う。ただし、通常連絡手段によって研究所からの連絡が不能の状態が1年を超した場合においては、当該役職員等は第7条各号、第12条各号、第16条、第22条及び第29条の補償金を請求する権利を喪失するものとする。

(役職員等以外の者が創出した知的財産の取扱い)

第44条 役職員等以外の者が研究所における研究に参画し、そこで創出された知的財産の創出に寄与した場合には、研究所と当該役職員以外の者又は当該役職員以外の者の所属機関との間に別段の合意がある場合を除き、当該知的財産の取扱いは、役職員等が創出した知的財産の取扱いに準ずるものとする。

第45条 この規程に定めるもののほか、知的財産に関する必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成13年4月1日より施行する。

改正附則（平成18年4月1日）

この規程は、平成18年4月1日より施行する。

改正附則（平成19年6月1日）

この規程は、平成19年6月1日より施行する。

改正附則（平成24年10月1日）

1 この規程は、平成24年10月1日より施行する。

2 平成24年9月30日以前に届出がなされた知的財産にあっては、改正前の規程が適用されるものとする。

改正附則（平成27年4月1日）

1 この規程は、平成27年4月1日より施行する。

2 平成27年3月31日以前に届出がなされた知的財産にあっては、改正前の規程が適用されるものとする。

改正附則（平成28年4月1日）

1 この規程は、平成28年4月1日より施行する。

2 平成28年3月31日以前に届出がなされた知的財産にあっては、改正前の規程が適用されるものとする。

改正附則（平成29年7月3日）

1 この規程は、平成29年7月3日より施行する。

2 平成29年7月2日以前に届出がなされた知的財産にあっては、改正前の規程が適用されるものとする。

改正附則（平成31年2月19日）

1 この規程は、平成31年2月19日より施行する。

改正附則（令和3年2月24日）

1 この規程は、令和3年2月24日より施行する。

改正附則（令和3年3月23日）

1 この規程は、令和3年4月1日より施行する。

